

港長公示第30-2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限したので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年1月31日

名古屋港長



名古屋港の一部海面における錨泊等の制限について

名古屋港における引火性危険物積載タンカーの事故を防止するため、当該海面における船舶の錨泊又は停留を下記のとおり制限する。

記

1 期間

平成30年1月31日から当分の間

2 区域（別図参照）

- (1) 潮見ふ頭南西端から真方位180度400メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位83度430メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面（2B）
- (2) 高潮防波堤東信号所から真方位89度1,270メートルの地点を中心とする半径300メートルの円内の海面（3B）
- (3) 高潮防波堤東信号所から真方位22度2,010メートルの地点を中心とする半径350メートルの円内の海面（4B）
- (4) 高潮防波堤東信号所から真方位144度30分820メートルの地点（以下「A地点」という。）から真方位214度800メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位128度250メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位66度30分460メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位34度400メートルの地点まで引いた線、同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面（5B）

3 制限事項

船舶は、前項区域内において、港長からの錨泊の指定又は許可を受けた場合のほか錨泊又は停留してはならない

ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

付 記

平成24年11月12日付名古屋港長公示第24-4号(名古屋港の一部海面におけるびよう泊等の制限について)は、本公示の施行と同時に廃止する。

